

別表

手続	名称	別記様式	標準様式
(1) 法第77条第1項の規定による請求	保有個人情報開示請求書	第5号	2-1
(2) 法第82条第1項の規定による通知	保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）	第6号	2-2
(3) 法第87条第3項の規定による申出	保有個人情報の開示の実施方法等申出書	第7号	2-3
(4) 法第82条第2項の規定による通知	保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）	第8号	2-4
(5) 法第83条第2項の規定による通知	保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）	第9号	2-5
(6) 法第84条の規定による通知	保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）	第10号	2-6
(7) 法第85条第1項の規定による他の行政機関等への通知	保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について	第11号	2-7
(8) 法第85条第1項の規定による開示請求者への通知	保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）	第12号	2-8
(9) 法第86条第1項の規定による意見照会	保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）	第13号	2-9
(10) 法第86条第2項の規定による意見照会	保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）	第14号	2-10
(11) 法第86条第1項又は第2項の規定による意見書	保有個人情報の開示決定等に関する意見書	第15号	2-11
(12) 法第86条第3項の規定による通知	反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）	第16号	2-12

(13) 法第91条第1項の規定による請求	保有個人情報訂正請求書	第17号	2-16
(14) 法第93条第1項の規定による通知	保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）	第18号	2-17
(15) 法第93条第2項の規定による通知	保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）	第19号	2-18
(16) 法第94条第2項の規定による通知	保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）	第20号	2-19
(17) 法第95条の規定による通知	保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）	第21号	2-20
(18) 法第96条第1項の規定による他の行政機関等への通知	保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について	第22号	2-21
(19) 法第96条第1項の規定による訂正請求者への通知	保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）	第23号	2-22
(20) 法第97条の規定による通知	提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）	第24号	2-23
(21) 法第99条第1項の規定による請求	保有個人情報利用停止請求書	第25号	2-24
(22) 法第101条第1項の規定による通知	保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）	第26号	2-25
(23) 法第101条第2項の規定による通知	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）	第27号	2-26
(24) 法第102条第2項の規定による通知	保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）	第28号	2-27

(25) 法第103条の規定による通知	保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）	第29号	2－28
(26) 法第77条第2項の規定による委任状	委任状（個人情報に係る開示請求用）	第30号	2－29－1
(27) 法第77条第2項の規定による委任状	委任状（特定個人情報に係る開示請求用）	第31号	2－29－2
(28) 法第91条第2項の規定による委任状	委任状（訂正請求用）	第32号	2－29－3
(29) 法第91条第2項の規定による委任状	委任状（特定個人情報に係る訂正請求用）	第33号	2－29－4
(30) 法第99条第2項の規定による委任状	委任状（利用停止請求用）	第34号	2－29－5
(31) 法第99条第2項の規定による委任状	委任状（特定個人情報に係る利用停止請求用）	第35号	2－29－6
(32) 法第105条第1項の規定による諮問	諮問書（開示決定等）	第36号	2－30
(33) 法第105条第1項の規定による諮問	諮問書（訂正決定等）	第37号	2－31
(34) 法第105条第1項の規定による諮問	諮問書（利用停止決定等）	第38号	2－32
(35) 法第105条第1項の規定による諮問	諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）	第39号	2－33
(36) 法第105条第2項の規定による通知	多治見市是正請求審査会への諮問について（通知）	第40号	2－34

年 月 日

(保有課) 部 課
(課等の長) 様

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を目的外利用したいので申請します。

目的外利用する事務の名称	
目的外利用する保有個人情報	
目的外利用の方法	☐ 住民基本台帳システムで確認 ☐ 照会文書により、保有課で確認及び記入 ☐ 利用課の依頼に基づき、保有課等で抽出データを作成 ☐ その他（ ）
目的外利用をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
目的外利用の根拠	☐ 本人の同意があるとき（法第69条第2項第1号）。 ☐ 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（法第69条第2項第2号）。
目的外利用をする理由	
備考	

担当者：
連絡先：

年 月 日

保有個人情報目的外利用決定通知書

(利用課) 部 課
(課等の長) 様

(保有課) 部 課
(課等の長)

年 月 日に申請のあった保有個人情報の目的外利用につき、次の
とおり決定したので通知します。

目的外利用する事務の名称	
目的外利用する保有個人情報	
目的外利用の方法	☐ 住民基本台帳システムで確認 ☐ 照会文書により、保有課で確認及び記入 ☐ 利用課の依頼に基づき、保有課等で抽出データを作成 ☐ その他（ ）
目的外利用をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
目的外利用の根拠	☐ 本人の同意があるとき（法第69条第 2 項第 1 号）。 ☐ 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（法第69条第 2 項第 2 号）。
目的外利用をする理由	
決定の内容	
一部承認又は不承認の理由	
備考	

担当者：
連絡先：

保有個人情報外部提供申請書

多治見市長

申請者 下
住所
氏名 (※)
電話番号

※法人は住所に代えて所在地、氏名に代えて名称及び代表者氏名を記載してください。
※法人は記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）。
法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条（第1項・第2項）の規定により、次のとおり保有個人情報の外部提供を受けたいので申請します。

外部提供を求める 保有個人情報を含む 文書等の名称	
提供を希望する保有 個人情報	
希望する提供の方法	
利用目的	
利用する期間	年 月 日から 年 月 日まで

外部提供の根拠	☐ 法令に基づく（法第69条第1項）。 ※法令の名称及び規定（条項号）を明記すること。 （ ☐ 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（法第69条第2項第1号）。 ☐ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（法第69条第2項第3号）。 ☐ 上記に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（法第69条第2項第4号）。
外部提供を必要とする理由	
備考	

担当者：

連絡先：

第 号
年 月 日

保有個人情報外部提供決定通知書

申請者
住所
氏名

多治見市長



年 月 日に申請のあった保有個人情報の外部提供につき、次のとおり決定したので通知します。

外部提供する保有 個人情報を含む文 書等の名称	
提供する保有個人 情報	
決定の内容	☐ 承認 ☐ 一部承認 ☐ 不承認
（不承認の項目及 び理由）	
提供の方法	
利用目的	
提供する期間	年 月 日から 年 月 日まで

保有個人情報開示請求書

年 月 日

多治見市長

(ふりがな)
氏 名 _____ (※)
(※)本人が自署しないときは、押印してください。
住所又は居所
〒 _____
TEL _____ () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 市の事務所における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付
☐ その他 (_____)
＜実施の希望日＞ _____ 年 _____ 月 _____ 日

イ 写しの送付を希望する。

3 実費負担

開示に係る手数料は無料ですが、写しの作成及び送付に係る実費は請求者の負担となります。

4 本人確認等

ア	開示請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
イ	請求者本人確認書類			
	☐ 運転免許証	☐ 健康保険被保険者証		
	☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）			
	☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書			
	☐ その他（ ）			
	※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			
ウ	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）			
	(ア)	本人の状況	☐ 未成年者（ 年 月 日生）	
			☐ 成年被後見人	
			☐ 任意代理人委任者	
		（ふりがな）		
	(イ)	本人の氏名		
	(ウ)	本人の住所又は居所		
エ	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。			
		請求資格確認書類	☐ 戸籍謄本	☐ 登記事項証明書
		☐ その他（ ）		
オ	任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。			
		請求資格確認書類	☐ 委任状	☐ その他（ ）

(説明)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 実費の納付について

開示決定に係る文書の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担となります。

(1) 写しの作成

ア 複写機による写しの作成（A3判以下のものに限る。）

（ア） 単色刷り 片面1枚につき10円

（イ） 多色刷り 片面1枚につき50円

イ 光ディスク（CD-Rに限る。）による写しの作成 1枚につき100円

ウ その他の方法による写しの作成 当該写しの作成に要する額

(2) 写しの送付に要する費用負担の額は、当該送付に要する実費となります。

5 本人確認書類等

(1) 来庁による開示請求の場合

来庁して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律

施行令第22条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

（注） 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

（２） 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

（３） 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、多治見市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 箇月以内に、多治見市を被告として、岐阜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 箇月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、写しの作成及び送付に要する費用（見込額）

< 本件連絡先 >

(説明)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の 日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、この通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

3 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、お知らせした送付に要する費用を同封の納付書で納入してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問合せください。

別記様式第 7 号（第10条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

多治見市長

(ふりがな)
氏 名 _____

住所又は居所
〒 _____

TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等
文書番号：
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他	① 全部 ② 一部 ()

- 3 開示の実施を希望する日
年 月 日 午前 ・ 午後

- 4 「写しの送付」の希望の有無 有 ・ 無

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第 2 項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、多治見市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 箇月以内に、多治見市を被告として、岐阜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 箇月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

< 本件連絡先 >

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第 2 項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

< 本件連絡先 >

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

< 本件連絡先 >

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備考	

< 本件連絡先 >

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機 関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 課等の名称： 担当者名： 所在地： 電話番号：

< 本件連絡先 >

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課等の名称） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

< 本件連絡先 >

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第1号、 ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課等の名称) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

< 本件連絡先 >

別記様式第15号（第10条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

多治見市長

（ふりがな）

氏名又は名称 (※)

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

※法人は記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）。

法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

住所又は居所

〒

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおりの意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

(説明)

1 「開示に関しての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1) 支障がある部分、(2) 支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

3 本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がございましたら、次の連絡先に連絡してください。

第 号
年 月 日

様

多治見市長



反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

< 本件連絡先 >

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、多治見市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、多治見市を被告として、岐阜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

多治見市長

(ふりがな)
氏 名 _____ (※)
(※)本人が自署しないときは、押印してください。

住所又は居所
〒 _____
TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1	訂正請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
2	請求者本人確認書類			
	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ）			
	※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			
3	本人の状況等 <u>（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）</u>			
	ア 本人の状況	☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな）		
	イ 本人の氏名			
	ウ 本人の住所又は居所			
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）			
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）			

(説明)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3 ①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。
なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

①開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）

②開示決定に係る保有個人情報であって、法88条第1項の他の法律又はこれに基づく命令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来庁による訂正請求の場合

来庁して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて準用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基

本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

（注） 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

（２） 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

（３） 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、多治見市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、多治見市を被告として、岐阜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

< 本件連絡先 >

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、多治見市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、多治見市を被告として、岐阜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

< 本件連絡先 >

別記様式第21号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂 正決定等の期限の特 例）を適用する理由	
訂正決定等をする期 限	年 月 日

< 本件連絡先 >

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求者氏名 等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	

< 本件連絡先 >

別記様式第23号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 課等の名称： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

< 本件連絡先 >

第 号
年 月 日

様

多治見市長



提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

< 本件連絡先 >

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

多治見市長

(ふりがな)
氏 名 (※)
(※)本人が自署しないときは、押印してください。

住所又は居所
〒
TEL ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止、□消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1	利用停止請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
2	請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			
3	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）			
	ア 本人の状況	☐ 未成年者（ 年 月 日生）		
		☐ 成年被後見人		
		☐ 任意代理人委任者		
		(ふりがな)		
	イ 本人の氏名			
	ウ 本人の住所又は居所			
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）			
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）			

(説明)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3 ①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。
なお、本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

①開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）

②開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法律又はこれに基づく命令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときと考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来庁による利用停止請求の場合

来庁して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて準用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

（注） 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止決定の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、多治見市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、多治見市を被告として、岐阜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

< 本件連絡先 >

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、多治見市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、多治見市を被告として、岐阜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

< 本件連絡先 >

別記様式第29号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

多治見市長



保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

< 本件連絡先 >

委任状

（代理人）住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所

氏名

㊞

連絡先電話番号

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任状

（代理人）住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所

氏名

㊟

連絡先電話番号

（注）以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任状

（代理人）住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所

氏名

㊞

連絡先電話番号

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任状

（代理人）住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所

氏名

㊞

連絡先電話番号

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任状

（代理人）住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所

氏名

㊟

連絡先電話番号

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任状

（代理人）住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び
利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所

氏名

㊟

連絡先電話番号

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

別記様式第36号（第10条関係）

第 号
年 月 日

多治見市是正請求審査会 御中

多治見市長



諮問書

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 (該当不開示条項) ☐ 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	①保有個人情報開示請求書(写し) ②保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)(写し) ③審査請求書(写し) ④理由説明書 ⑤開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書等(写し) ⑥その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

別記様式第37号（第10条関係）

第 号
年 月 日

多治見市是正請求審査会 御中

多治見市長



諮問書

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る 保有個人情報の名 称等	
2 審査請求に係る 訂正決定等 (訂正決定等の種 類) ☐ 訂正決定 ☐ 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	①保有個人情報訂正請求書(写し) ②保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)(写し) ③審査請求書(写し) ④理由説明書 ⑤その他参考資料
7 諮問庁担当課、 担当者名 電話番号、FAX 番号、メールアドレス、住所等	

別記様式第38号（第10条関係）

第 号
年 月 日

多治見市是正請求審査会 御中

多治見市長



諮問書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る 保有個人情報の名 称等	
2 審査請求に係る 利用停止決定等 (利用停止決定等の 種類) ☐ 利用停止決定 ☐ 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	①保有個人情報利用停止請求書(写し) ②保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知) (写し)又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に ついて(通知)(写し) ③審査請求書(写し) ④理由説明書 ⑤その他参考資料
7 諮問庁担当課、 担当者名 電話番号、FAX 番号、メールアドレス、住所等	

別記様式第39号（第10条関係）

第 号
年 月 日

多治見市是正請求審査会 御中

多治見市長



諮問書

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条の規定に基づく開示請求[個人情報保護に関する法律第90条の規定に基づく訂正請求、個人情報保護に関する法律第98条の規定に基づく利用停止請求]に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 開示請求[訂正請求、利用停止請求]に係る保有個人情報等の名称等	
2 審査請求に係る開示請求[訂正請求、利用停止請求]	(1) 開示請求[訂正請求、利用停止請求]の日付、受付番号等 (2) 開示請求[訂正請求、利用停止請求]の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	①保有個人情報開示請求書[訂正請求書、利用停止請求書] (写し) ②審査請求書(写し) ③理由説明書 ④その他参考資料
8 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

第 号
年 月 日

様

多治見市長



多治見市是正請求審査会への諮問について（通知）

年 月 日付けの多治見市長に対する審査請求について、下記のとおり多治見市是正請求審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・諮問 号

< 本件連絡先 >